

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(仮称)(案)に対する意見

郵便番号 160-0022

連絡先 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10F

団体名 公害・地球環境問題懇談会、本間 慎

連絡先電話番号 03-3352-9475

該当箇所:はじめに(3)

意見と理由:「ダイベストメントだけでは気候変動に対応できない」以下を削除すること。海外での公的資金ダイベストメント制度、日本企業が方針化しつつある例、日本企業が投資撤退にあった例などを紹介する。

該当箇所:第1章1

意見と理由:世界で気温上昇 1.5°C未満抑制実現を目指すこと、日本もその分担をすることを策定趣旨とすべき。

該当箇所:第1章2

意見と理由:世界で気温上昇 1.5°C未満抑制実現を目指し、日本も削減目標を抜本的に強化、少なくとも 2030 年に 2010 年比で 50%削減、2050 年に排出ゼロとすべき。

該当箇所:第1章2

意見と理由:原発事故の反省から、原発ゼロ、核燃料サイクル中止を明記、政策原則の筆頭にす
る。

該当箇所:第1章2

意見の概要:新技術開発に依存せず、今ある技術の普及を中心に排出削減する方針を明記すること。

意見と理由:「2. 我が国の長期的なビジョン」の後半はイノベーション促進に終始している。IPCC1.5°C特別報告は、早ければ 2030 年にも 1.5°C上昇になるとしており、この 10 年の排出削減が重要である。今ある技術の普及が最重点である。

該当箇所:第1章3(1)

意見の概要:国が脱炭素目標を掲げ政策を進めることで、環境と経済の好循環を実現する方針を書くこと。順番は後にする。

意見と理由:再生可能エネルギー100%目標の企業、石炭からのダイベストメント(投資撤退)などが進み、市場が脱炭素にむけて大きく変化した。日本企業が化石燃料依存のままでは成長もできない。

該当箇所:第1章 3(2)

意見の概要:

脱炭素目標とそれを担保する政策導入方針を書く。

意見と理由:

CO2 排出量の 2030 年 50%削減、2050 年 100%削減目標とすること、それを実現するために排出量取引制度導入、石炭火力発電所 2030 年全廃、炭素税、再生可能エネルギー2050 年 100%、などの政策を導入する。

該当箇所:第1章 3(3)

意見と理由:

原発、石炭火力、石炭利用施設、化石燃料供給施設の輸出禁止を方針とする。

該当箇所:第2章第1節1(2)

意見と理由:

2050 年までに脱炭素の目標、それを原発ゼロ、CCS や気候工学なしに実現することを明記する。

該当箇所:第2章第1節1(3)

意見と理由:

ただちに脱原発、2030 年までに脱石炭火力、2050 年までに脱炭素、再生可能エネルギー100%、これらを目録化する。

該当箇所:第2章第1節 2

意見と理由:

産業部門で 2050 年までに脱炭素を実現すること。排出量取引制度・大口排出源削減義務化政策を導入する。

該当箇所:第2章第1節 3

意見の概要:2050 年までの自動車の脱炭素化政策、緊急に自動車の大気汚染防止政策を抜本的に強化する。

意見と理由

自動車の脱炭素化として 2030 年頃にガソリン・ディーゼル乗用車の製造販売を禁止する。

自動車の大気汚染防止政策を抜本的に強化、既存車を含め排ガス規制を大幅強化、PM2.5 も排ガス規制に加える、PM2.5 を環境影響評価制度対象にする、公害被害の恒久的健康被害補償制度と医療費無償制度を設けるべき。

該当箇所:第2章第1節3

意見と理由:道路建設は自動車交通量の増加、他の機関から自動車への転換を誘発する。このため、道路の新設は基本的に行わない。

該当箇所:第3章第1節4

意見と理由:断熱建築規制を新築で抜本強化しゼロエミッションにむけ既存建築を含め全面導入する。

該当箇所:第3章第1節

意見と理由:イノベーションの推進の箇所は全て削除すること。IPCC1.5°C報告は早ければ2030年にも産業革命前から1.5度上昇に至ると警告。温暖化対策は緊急でこの10年が勝負。新技術開発を待つ余裕は無い。

該当箇所:第3章第2節

意見の概要:公的資金による原子力・化石燃料支援を禁止する。

意見と理由:

国・自治体予算、年金などの運用、公的金融や債務保証全てで、原発、化石燃料開発、消費支援、供給促進になるものの禁止(新規化石燃料資源の探査や利用、原発と火力発電所の建設支援と技術開発、原発と火力発電所の輸出など)。公的資金運用で、石炭鉱山権益をもつ企業や石炭輸入を行う企業、石炭火力発電所を持つ企業、化石燃料割合の高い企業の株式での運用などを禁止する。

該当箇所:第3章第3節

意見と理由:国・自治体予算、ODA、円借款、公的金融、債務保証全てで、原発と火力発電所の輸出、化石燃料利用を固定するインフラ輸出の支援を禁止する。

該当箇所:第4章(4)

意見と理由:国・自治体施設は再生可能エネルギー100%目標をエネルギー全体で掲げ早期に実現する。

該当箇所:第4章(5)

意見と理由:排出量取引制度、炭素税について1年以内など期限を切って導入すること。火力発電所は諸外国のように、発電側に総量削減義務をかけるべき。

該当箇所:第5章

意見と理由:見直しは1年ごとに行うべきである。IPCC1.5°C特別報告書は、このまま放置すると早

ければ気温 1.5°C 上昇が 2030 年に至る可能性があるとし、この 10 年の取組が非常に重要ということを示している。